

# 後付け安全運転支援装置設置費補助事業 を引き続き実施します！

制度実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

安全装置の**購入費**及び**設置**に要した個人支払額の**10分の9**の額（上限**6万円**）を補助します。

※ 申請は1人1台1回までとなります。1,000円未満の端数は切り捨てとします。

## 補助対象となる方

後付け装置を設置する個人のうち以下の全てを満たす方

①市内に住所を有し、申請年度末時点で**65歳以上**に到達する方

**令和3年度の補助対象者**

→**昭和32年4月1日以前に生まれた方**

②自動車運転免許証を保有する方

③市税及び自動車税を滞納していない方

④暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない方



## 補助対象の自動車

①普通・小型・軽自動車で車検を受けている自家用車（事業車は対象外）

②自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が申請者の氏名であること

## 補助対象の後付け安全装置

既販車に後付けで設置する装置で、国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）をいう。

認定を受けた装置	商品（例）	設置販売業者
障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置 等（センサー有り）	踏み間違い加速抑制システム	トヨタ自動車正規ディーラー
	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	ダイハツ工業正規ディーラー
ペダル踏み間違い急発進抑制装置 （センサー無し）	ペダルの見張り番2	オートボックス
	S3-drive 誤発進防止システム2	イエローハット、新明工業
	JARWA_S-DRIVE	一般社団法人日本自動車車体補修協会加盟店
	アクセル見守り隊	ジェームス

# 補助金の申請から交付までの流れ

①安全装置を取扱店舗で設置する。(設置可能か確認→安全装置注文→設置完了)

↓  
全ての車両に設置できるものではないため、使用している車両が装置設置可能か事前に取扱店舗に確認してください。

②申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を防災安全課に直接提出する。

※申請書は、防災安全課窓口、市ホームページから入手できます。

※申請は、装置設置日から起算して3か月以内の(補助制度終了日のほうが早い場合はその日まで)期限がありますので、お気をつけください。

## 申請に必要な添付書類

- ①車検証(使用者欄が申請者本人)のコピー
- ②自動車運転免許証のコピー
- ③後付け安全運転支援装置設置販売証明書(様式第2号)
- ④設置購入費の振込みが確認できる書類(レシートまたは領収書の写し等)
- ⑤住民票の写し(申請日前3か月以内の発行)
- ⑥完納証明書の原本(申請日前3か月以内の発行)

### 【注意】

⑤・⑥の書類については、申請書兼実績報告書裏面に閲覧署名をいただければ提出の必要はありません。

添付書類は、すべて申請者本人名義のものがが必要です。

特に③・④の書類については、注文者等の氏名が申請者本人になっている必要があります。

## 【申請期日(例)】

安全装置設置日	申請期限	備考
令和3年12月24日(金)設置の場合	令和4年3月23日(水)まで	通常期限(3か月以内)
令和4年2月25日(金)設置の場合	令和4年3月31日(木)まで	事業実施期間終了予定日

③交付決定通知(補助金交付決定通知書)が郵送で到着します。

↓  
申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

④請求書を防災安全課へ提出(②と同じタイミングで提出可能です)する。

↓  
請求書の様式は市ホームページに指定の様式がありますので、そちらを御利用ください。確認のため、振込先金融機関の口座通帳をお持ちください。

⑤補助金が指定口座に振り込まれます。

みよし市役所 総務部 防災安全課(0561-32-8046直通)